

平成30年11月定例会 総務委員会（事前）

平成30年11月27日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時07分）

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【報告事項】

○ 「徳島県男女共同参画基本計画（第4次）」（素案）について

（資料1-1, 1-2）

板東県民環境部長

それでは、この際1点、報告事項がございます。

お手元にお配りの資料1-1を御覧ください。徳島県男女共同参画基本計画（第4次）素案についてでございます。

男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成28年6月に策定しました現在の第3次計画が計画期間の最終年度を迎えたことから、これまでの成果と課題を踏まえながら、より実効性の高い計画に改定するものでございます。

計画期間につきましては、2019年、平成31年度から2022年度までの4年間とし、県の総合計画と計画期間を一致させることで、より効果的、効率的なPDCAサイクルを確立したいと考えております。

次に、計画の特徴といたしましては、主な改定の視点に記載のとおり、更なる女性活躍に向けた「人材の発掘・育成」「リカレント教育」の充実をはじめ、「働き方改革」の推進による「多様で柔軟な働き方」の実現や、SDGs（持続可能な開発目標）を視野に入れた施策の充実など、六つの視点を中心に見直しを行っております。

資料の裏面を御覧ください。第4次計画の施策体系でございます。

基本目標であります、多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造と、基本方針Ⅰ、あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり、基本方針Ⅱ、安全・安心に暮らせる環境づくり、基本方針Ⅲ、互いに支え合う家庭・地域づくりにつきましては、国の基本計画との整合性も踏まえ、現計画の内容を引き継ぐ形としておりますが、この三つの基本方針に基づく主要課題につきましては、先ほど申し上げました主な改定の視点を踏まえ、各基本方針に4項目ずつ合計12項目とさせていただいております。

このうち、基本方針Ⅰの主要課題1から3までを、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としております。なお、各主要課題の下に、具体的な推進方策の例をそれぞれに記

載しておりますが、詳細につきましては、お手元の資料1－2を御参照いただければと思います。

今後、議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、徳島県男女共同参画会議等での審議を経まして、来年6月の策定を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 喜多委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 木南委員

今、徳島県男女共同参画基本計画（第4次）改定素案の資料の中から説明を頂いたのですが、資料1－1の資料による、前段の1から4の改定の趣旨、計画の性格、計画期間、計画の進捗管理については、私でも読んだら理解ができるのですが、中段の計画の特徴、主な改定の視点に目を通してみますと、さらっと説明を頂いたのですが、私にはなかなかそしゃくというか飲み込むことができない片仮名用語等があります。例えば、リカレント教育、SDGs、ダイバーシティとか、エシカル消費という言葉も、我々は随分消費者庁等の問題で聞いていますが、認知度が非常に低いわけであります。

今、申し上げた言葉などは認知度が低いわけでありますから、もう少し主な改定の視点のところを説明いただけたら有り難いと思います。

#### 藤井男女参画・人権課長

ただいま木南委員から、男女共同参画基本計画（第4次）素案におけます主な改定の視点について、具体的にとの御質問を頂きました。

まず、当計画の策定及び改定に当たりましては、これまで国の男女共同参画基本計画の内容を基本としておりましたが、現行の国の第4次計画の計画期間が2016年度、平成28年度から2020年度までの5か年となっております。現在、国のほうでは改定作業が行われていない状況でございます。このため、今回の計画改定に当たりましては、昨今の社会情勢や国の動きに加えまして、本県の今後の施策の方向性等を踏まえながら、本県独自に六つの改定の視点を中心に見直しを行ったところでございます。

それぞれの視点につきまして具体的に申し上げますと、まず、更なる女性活躍に向けた「人材の発掘・育成」「リカレント教育」の充実につきましては、出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職ですとか、これから働こうとしている女性、また管理職等を目指す女性のキャリアアップを図るための講座、セミナーの開催などによりまして、ライフスタイルに応じたリカレント教育を実施しようとするものでございます。

次に、「働き方改革」の着実な推進による「多様で柔軟な働き方」の実現につきましては、本年6月に成立いたしました働き方改革関連法を踏まえまして働き方改革を推進し、

男性も含めた長時間労働を是正するとともに、個々の持つ能力を存分に発揮しながら効率的に働く環境を整備することが重要であると考えておりまして、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方でありますテレワークの普及やフレックスタイム制の導入等によりまして、女性の活躍の場の拡大を目指すものでございます。

3点目の委員からも御質問にありましたSDGs（持続可能な開発目標）を視野に入れた施策の充実でございます。このSDGsにつきましては、世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標の略称のこととございまして、この中にはジェンダー平等や貧困対策などの目標がございます。この男女共同参画基本計画全体とも密接に関係するところとございますので、SDGs達成に向けた取組と連動した施策の充実を図るものでございます。

4点目のダイバーシティ実現を目指す「意識改革」の推進でございますが、このダイバーシティにつきましては、性別に限らず年齢、国籍、学歴、価値観などの多様性を受け入れて広く人材を活用するというような考え方でございまして、計画素案の中でも障がいがあることとか外国人であること、同和問題に加えて、女性であること、更に複合的に困難な状況に置かれている人々ですとか、性的指向や性同一性障がい等を理由として困難に直面している人々の人権が尊重されるような、ダイバーシティの実現を目指すものでございます。

5点目の「貧困」や「暴力」など様々な困難から女性・若者等を守り支援する体制整備につきましては、貧困の世代間の連鎖を断ち切るために妊娠、出産、子育て、就労等の各段階に応じた相談体制の強化など、総合的、包括的な支援を実施いたしますとともに、配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センターの相談支援体制の充実強化や関係機関との密接な連携によりまして、DVや性暴力の被害者に寄り添った支援を実施しようとするものでございます。

最後に、「防災・減災活動」「エシカル消費」など様々な活動を通じた男女共同参画の推進ですが、大規模災害における避難所運営が男女共同参画の視点に立ったものとなるよう、市町村や関係機関に周知を図りますとともに、エシカル消費につきましては、倫理的な消費ということで、学校、大学、家庭、地域、職域等におきまして、エシカル消費の普及啓発を推進しまして、人や社会、環境に配慮した消費行動への意識の醸成を図ることにより、男女共同参画社会の推進を目指すものでございます。

説明が後になったのですけれども、リカレント教育につきましては、日本語でいうと「社会に出てからの学び直し」というものでございまして、働きながら、またそれを辞めて大学で勉強しながらとか、そういうのを生涯繰り返していくようなこととございまして、女性の方の復職、再就職支援につながるものと考えております。

こうした視点を中心といたしまして、関係機関、関係部局と連携の上、それぞれの主要課題に対応した推進方策を素案として取りまとめさせていただいております。よろしく願います。

木南委員

どうしてこんなことを言うかという、男女共同参画で、過去にジェンダーという言葉で苦い経験があるものですから、この片仮名用語というのは十分に理解してでなかった

ら、なかなか浸透していかない。まずは、県民に分かっていただいて浸透していくというのが、非常に大事なことだと私自身は思っております。

リカレント教育については、今説明を頂きました。生涯学習という言葉があるのですが、これとリカレント教育との違いはあるのですか。

藤井男女参画・人権課長

生涯学習とリカレント教育の違いということですが、生涯学習のほうは教育委員会の所管になりますので、私も明確な答弁はできないのですが、リカレント教育につきましては、人口減少や労働力人口の低下で、最大の潜在力であります女性の活躍というのは喫緊の課題になっております。先ほど申し上げましたように、育児や介護による離職といったことで働いてない方、これから働こうとしている方、いろんな世代に応じて就業に対するニーズがあると思います。そういったニーズに応じて、働きながら勉強したり一旦辞めてから勉強し直したりと多様な勉強の仕方があると思います。その総称みたいなものと、この計画の中では考えておりますので、それぞれの部局で、こういったものを推進していくということになるかと思っております。ちょっと十分な説明でないかも分かりませんが。

木南委員

教育委員会がすると生涯学習、県民環境部がするとリカレント教育と、間違いではないかもしれませんが、そこらあたり、以前にジェンダーの言葉で議論をして随分苦い経験があるので、十分に皆さんが、そこら辺の解釈を共有していただくと、我々も県民に説明する義務があるわけです。

どうしてこんなことを言うかという、エシカル消費という言葉は、我々は消費者庁等の移転問題で随分と聞いています。この前、中小企業の経営者数人と食事した時に、エシカル消費を話題にすると、何のことですかと言うわけです。その中小企業の経営者は、エシカルを初めて聞くというぐらい、エシカル消費でさえ認知度が非常に低いわけです。この男女共同参画基本計画についても、企業あるいは経営者の皆さんに説明して、企業、県民、行政へと浸透していかなければいけない。

6項目の中にこれだけ片仮名用語が入ってくるのは、グローバル化の現れかと思っておりますが、片仮名用語を使うというのは非常に慎重にさせていただかないと、以前の苦い経験のてつを踏むことになるので、ましてや男女共同参画というのは非常に微妙な問題もあります。そこらあたりを十分に、意思統一しておいてほしいとお願いしたいと思っております。

それで、計画というのは、設計図を描くのが目的でなしに、いかに仕上げていくかということが非常に大事だと思います。見てみますと、男女共同参画基本計画を策定済みの市町村が11市町しかないということです。企業、あるいは行政、県民に浸透させていく、どんなふうな取組をしていくのか、決意等をお聞かせいただきたいと思っております。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、作成しました計画をどのような形で県民の皆様に浸透させていくかというふうな御質問を頂きました。

その前段として、確かにこの計画の概要を含めて、素案の中におきましてもいろんな片仮名用語が多くあります。周知する段階にでも、そのあたりの言葉の用語の説明をきちんと工夫いたしまして、誤解のないような形での計画の策定にまず努めたいと思っております。

それで、委員から御質問のありました、この計画を県民へ浸透させるための取組でございます。今回の素案を作成するに当たりまして、県の審議会であります徳島県男女共同参画会議において議論を頂いたところですが、その会議の委員からも計画を策定した際、特に企業のトップ、経営者の方に対して、例えば働き方改革やハラスメントの防止をはじめ、男女共同参画の理念を普及していくべきというふうな強い御意見を頂いているところでございます。このため、例えば企業の経営者が集まる場に出向いての普及啓発というか計画の説明といった、直接そういった人対人で働き掛けることで、意識の浸透の効果は高まると考えております。

今後、各市町村をはじめ、地域や職域における周知も含めて、しっかりと周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岡委員

今日、初めて資料を見させていただいたので詳しく読み込めてないのですが、ちょっと1点だけお聞きしたいのですが、徳島県男女共同参画基本計画（第4次）素案の7ページ、女性の活躍状況等の「見える化」の推進ということで、一般事業主行動計画の策定等を支援するというのと、女性活躍推進のためのロールモデル等をポータルサイトで発信するとかということが書いてあります。一般事業主行動計画というのは、何か数値が入っていたり、いろいろ目標を設定したりというものなのかと思っておりますけど、その認識で正しいのかどうか。また、女性活躍推進のためのロールモデル等をポータルサイトで発信ということですが、どういうものを想定されているのか、お聞きしたいと思います。

#### 藤井男女参画・人権課長

まず、素案7ページの次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画につきましては、それぞれの法律に基づきまして、国やそれぞれ地方自治体、あるいは一定の規模以上の企業ということで、次世代育成支援対策推進法でしたら101人以上の従業員がいる企業、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画につきましては従業員301人以上の企業について、策定義務があるものでございます。これは、女性の採用状況や登用状況といったものを公表、あるいは分析することにより、今後の取組をはっきりさせるというふうなものでございます。

そういったことの取組と併せて、今回、女性の活躍の部分につきましては、この計画の中の女性活躍推進法に基づく推進計画に関わる部分でございます。ここについては、具体的にどうというのはちょっと今お答えできないのですが、女性活躍推進のためのロールモデルということですから、生き生きと活躍している女性、あるいは企業でのそういう取組というものを、ポータルサイトで発信するというふうなことでございます。

## 岡委員

女性は社会に出て、いろんな企業で働いて役職に就いてというようなことが、女性活躍の認識であるということによろしいのですね。

## 藤井男女参画・人権課長

この部分の記載につきましては、女性活躍推進法が女性の職業生活における活躍を推進する法律ということになるので、主にそういう職場での活躍ということになるかと思えます。ただ、計画全体としましては、そういう職業にかかわらず、地域や家庭、そういったあらゆる分野における女性、それから女性だけでなく男性も一緒に活躍するという全体の計画というふうになってございます。

## 岡委員

非常に言い訳が苦しいかなと。女性が社会に出ていくことはいいことなんだというようなことをイメージ付けるための計画なのかなというような、ざっとしか見てないんできちんと見てないのですけれども、そのような気がします。

ロールモデルをいろいろ発表している、これが女性活躍なんですというようなことをやることは、3ページの策定の視点というところで、「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるようにと書いてあるのですけれども、逆に、女性は外へ出て働くのが正しいことで、これが女性活躍であって、男女共同参画の社会なんですよというような固定的な観念を植え付けるようなものではないのかと、少し危惧しております。出たい、外へ出て働いてキャリアアップしたい方は、当然どんどんサポートしてあげればよいとは思いますが、ただ、それは男性についても同じであります。

ほかにも前から言っている、審議会の女性割合が半分です、男性半分です、全国でトップクラスですと、正直言って、それがと思うんです。女性の意見をいっぱい取り入れましょうといったって、それぞれにこれどう思うと聞いても意見が違うんですよ。一つの問題を提起して、これどう思いますかと聞いたら、女性の意見でもそれぞれ個人の状況によって変わってくると思うんです。それを、ただ単純に半分にする、数を増やす、それで女性の意見を取り入れたというような考え方に持っていこうとするのは、正直言って男女共同参画の考え方からは外れているのかなと。

ちょっと本質的な問題ではないのではないかとということの前から感じていまして、今回こういう計画が出てきたので、まだ読み込みはしてないので付託委員会の時にいろいろとお伺いするようになると思いますけれども、男女共同参画の基本理念みたいなものをおっしゃっていましたが、それが何なのか。本来、男女共同参画はどうあるべきなのかということ、もう少し議論を煮詰めていったほうがいいのではないかと思います。

どうも何か流れがおかしいというか、ちょっと偏った方向に動き過ぎではないかと思えますので、その辺は担当課であったり部局内であったりとか、ほかの方のいろいろと意見を聞きながら、本来あるべき男女共同参画がどういうことなのかということ、もう少し考えていただきたい。

素案を作るのは結構ですけど、策定しなければならない計画でしょうけれども、そこは

もう少し深く考えたほうが良いのではないかと思います。事前委員会ですので、これぐらいでやめておきますけれども、しっかりと考えてください。

元木委員

私も読み込んでないのですけれども、気になった点を少しお伺いさせていただきたいと思う次第でございます。

まず、徳島県男女共同参画基本計画（第4次）素案の策定に当たりましては、第3次計画の課題把握、目標設定に対する効果の検証というプロセスがあったのではないかと思いますけれども、どういった効果測定をなされたのか。また、その測定に基づいて、どういった修正を今回の計画に反映されたのか、お伺いさせていただきます。

藤井男女参画・人権課長

ただいま元木委員から、この計画素案を策定するに当たって、現在の計画の進捗状況なり効果測定をどのようにしたのかというふうなことでございます。

現計画は、平成28年度から平成30年度、今年度までの3か年の計画ということで作っておりまして、毎年、徳島県男女共同参画会議ですとか、そういった中で毎年度の進捗状況も報告させていただきながら、今回の素案の策定につなげてきたところでございます。

現在の計画の数値目標といたしましては33項目ございまして、それぞれの項目につきまして、おおむね順調に推移しているとは思っておりますが、先ほども議論がありましたけれども、例えば男女の平等の意識というか、そういったものではまだ十分に意識が浸透しているというふうな数字にも目標にも達していないというところもございまして、今後改めて啓発に力を入れていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、国の計画期間とずれていることもあって、今回は本県独自で計画の改定をするということで、先ほど申し上げましたような六つの改定の視点で取り組んでおります。特に、人口減少で労働力人口が減少するという中で、最大の潜在力といわれる女性の活躍に力を入れていくような計画になっておりますけれども、決して女性が仕事をしなければならないとかいったものではなく、長年の社会通念で、男性が仕事で女性が家庭というふうな固定的な役割分担意識がございまして、そういったところの意識の解消というか、それぞれ個人の希望に応じて、働きたい人が自分の置かれている状況に応じて仕事ができるような取組が進められないかというふうな視点とか、女性の活躍の前段として、性暴力やDVといった問題もいろいろあるものですから、そういったものに対しても相談支援体制の充実とかにも、やはり力を入れていかないとけないといった策定の視点というところもございまして。

元木委員

固定的な役割分担の意識を変えていくといったような主旨の御答弁だったかと思えます。もちろん、固定的な役割分担にとらわれず、女性でも働きたい方は働いて、家庭において専業主婦で子育てをじっくりしたいという方は、そういった生き方を選べる社会にすべきだと思えます。

徳島県は、私の視点で見るとかなり、ここ10年、20年の長いスパンで見ますと女性の社

会進出が進んだ県の一つではないかと感じております。一方で、家庭の崩壊やひとり親家庭も増えておりますし、女性一人だけで子育てしている方もたくさんいらっしゃって、そういった方が苦勞していることも把握しております。例えば、女性の平均所得で見ましても、徳島県は全国的にも多分、女性管理職の割合もトップクラスで、所得も男性より高い数字にあると。また、平均寿命についても女性のほうがかなり健康寿命も長く、長生きしておられるというようなこともあって、そういったこともこの背景に含めていただきたいと思う次第でございます。

そういう現状課題の把握の中で、私が何点か気になった点について聞きたいのですけれども、例えば基本方針Ⅱで、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生活上の困難を抱える女性等への支援等が主要課題として位置付けられています。これについて、具体的に県内の状況をどう把握されているのですか。

#### 藤井男女参画・人権課長

まず、女性に対するあらゆる暴力の根絶についての部分で、県内のこういった状況ということですが、例えば、代表的なのがDVになると思うのですが、こども女性相談センターが県内に3か所ございまして、そちらでDV相談に対応しております。その相談件数でいきますと、例年2,000件前後と、平成22年がピークで2,700件程度の相談件数があったのですが、最近でもやはり2,000件を少し下回り、それでも1,700件程度の相談があります。女性への暴力というものの現状として、他県との状況が多いのか少ないのかまでは分かりませんが、やはり常にそういった問題はあるのかなというふうに思っております。

それから、ひとり親家庭への支援ですが、この計画の中では22ページにございまして、貧困の世代間連鎖を防止するため、子供への学習支援や就職支援を行うというふうなことで、今後も県民環境部だけでなく、教育委員会や他部局と連携し、施策を進めていきたいと考えておりますけれど、今、手元に資料がないので、ここの現状は答えできません、申し訳ありません。

#### 元木委員

是非、現状の課題の把握をやはり明確にさせていただいて、具体的な目標を設定し、その目標の達成に向けて取り組むというのが、やはり計画のあるべき姿だと思います。是非そういったことについても、また教えていただけたらと思う次第でございます。

特に、女性への暴力の根絶について具体的にいろいろ記載されています。例えば、性犯罪やストーカー、アダルトビデオ出演強要とかいろいろ書いていただいているのですが、ある程度はこれは警察の取り組むべき課題ではないかという気もいたしております。やはり、警察に任せるべきところは任せるというのが本来の姿かと思っておりますけれども、そのあたりのお考えはあるのでしょうか。

#### 藤井男女参画・人権課長

ただいま元木委員から、例えばストーカーや性暴力の部分につきましては、ある程度、警察のほうに任せる部分もあるのではないかとということで、おっしゃるとおり警察とも非



常に連携を密にしまして取り組んでおります。

ただ、DVや性暴力につきましての最初の相談は、警察のほうにも直接相談がある場合もありますけれど、こちらのほうでも直接相談を受けて、特に性暴力とかになりますと医療的な支援、あるいは心理カウンセリングや弁護士の法律相談とか、いろんな関係部局に関係してきます。当然、警察もそうですけれども、そういった関係部局と連携を取るということで、まずは、こども女性相談センターのほうで対応しているということでございます。

元木委員

是非、役割分担を明確にさせていただきたいと思います。

あと、同じような質問ですけれども、高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備というのも、やはり高齢者福祉、障がい者福祉の所管部局がございまして、その計画にある程度委ねるのが本来の姿ではないかと思いますが、ここについてはいかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

高齢者や障がい者等、それぞれの施策も記載させていただいておまして、それぞれ所管部局のほうでも計画がございまして、当然そちらでも定まるところでございまして。ですから、ここで全てを記載しているということではないのですけれど、当然、全部局と連携を取っているいろんな各部局の施策を推進する中で、男女共同参画といったものの意識を踏まえた上で施策を推進するということが、関係部局の施策についても記載させていただいております。今後とも、そういった連携を取っていきたいと考えております。

元木委員

少し揚げ足を取るようで恐縮ですけれど、例えば市町村審議会等の委員構成の男女割合というような記載もありますけれど、これについてもやはり市町村が計画を立てて、あくまでも市町村が主体となって取り組むべきではないかと思う次第でございまして。余り県が門戸を広げ過ぎて計画がぼやけないように、やはりターゲットを絞って取り組んでいくべきではないかと。

とりわけ気になりましたのが、我々のことでもありますけれども、県議会議員の男女比率の話も書いていただいておりますけれども、これもやはり県の計画として実施するべきなのかと。私自身は、県議会が問題と考えたら、県議会の構成者である我々が主体的に議会活動の中で発信していったり、計画を作るなりしていったらいいのではないかと感じましたけれど、そこはいかがですか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、議会における部分についての御質問を頂きました。これにつきましては、本年5月に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律ができて、国政選挙や地方選挙におきまして、各政党が男女の候補者の比率を均等にするように取り組むという内容の法律ができたところでございまして。県として、それを県が主体的にとりよるよりは、

法律の周知という部分については地方自治体の役割として法律の中で定まっておりますので、それを記載したというところでございます。

#### 元木委員

県と県議会というのは車の両輪ということで、お互いが一定の緊張関係を持って、それぞれの方向性を打ち出していきながら切磋琢磨して、ひいては県民の福祉の向上につながるというのが本来のあるべき姿だと思います。是非、こういったことについても検討していただいて、県議会に任せることは県議会に任せていただけたらと感じたところでございます。

もちろん、SDGsの考え方の中でジェンダーという項目は、日本の弱い分野の一つであると言われております。大学でもジェンダーを冠した学部というの、まだまだ欧米に比べて少ないというようなことも把握しております。そういう中で、徳島県ならではのジェンダー施策を、余り国の方向にとらわれることなく県独自でしっかりと県内の現状を見据えて、県民の声を聞きながら作っていただきたいということを要望させていただきます。

#### 喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時46分）